

議案第1号

文化財の指定等について

文化財の指定等について、別紙のとおり提出します。

平成20年10月16日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

【県指定保護文化財】

平成20年9月16日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて建議された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	所在地
沖一峨「絹本著色江戸風景図」	鳥取市



沖一峨 「絹本著色江戸風景図」

【県指定無形文化財保持者】

平成20年9月16日開催の鳥取県文化財保護審議会で、認定することについて建議された下記の無形文化財保持者について、鳥取県文化財保護条例第19条第2項の規定に基づき、鳥取県指定無形文化財保持者に認定する。

名 称	保持者氏名	保持者の住所
木工芸	森脇信夫	米子市



森脇氏作品（指物・挽物）



挽物技術

【県指定有形民俗文化財】

平成20年9月16日開催の鳥取県文化財保護審議会で、追加指定することについて建議された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づき、鳥取県指定有形民俗文化財に追加指定する。

名 称	員数	所在地
長谷寺の絵馬群	9点14枚	倉吉市



馬と人物



西国三十三所霊場めぐり（二）
紀伊国紀三井寺

鳥取県教育委員会
委員長 山田修平 様

県指定保護文化財の指定について

鳥取県指定保護文化財として下記のとおり指定することについて、
鳥取県文化財保護審議会条例第2条の規定により建議します。

平成20年9月16日

鳥取県文化財保護審議会

会長 長石 肇



記

保護文化財 沖一峨「絹本著色江戸風景図」

鳥取県教育委員会
委員長 山田修平 様

県指定無形文化財保持者の認定について

鳥取県指定無形文化財保持者として、下記のとおり認定することについて、鳥取県文化財保護審議会条例第2条の規定により建議します。

平成20年9月16日

鳥取県文化財保護審議会

会長 長石 肇



記

「木工芸」森脇信夫

鳥取県教育委員会
委員長 山田修平 様

県指定有形民俗文化財の追加指定について

鳥取県指定有形民俗文化財として、下記のとおり追加指定すること
について、鳥取県文化財保護審議会条例第2条の規定により建議しま
す。

平成20年9月16日

鳥取県文化財保護審議会

会 長 長石 肇



記

長谷寺の絵馬群